

第5期

(登録番号：100)

「社員の子育て応援宣言」登録証

住所 伊那市山寺 298-1
社会福祉法人
名称 伊那市社会福祉協議会
代表者氏名 会長 篠田 貞行

貴法人は、従業員の仕事と子育ての両立を支援するために、次の取り組みを行うことを宣言しました。

宣言内容

- 1 出産に向けて、職員が仕事との両立ができるよう、職場環境に配慮します。また、安心して出産に望めるよう母性健康管理のための休暇や産前産後休暇、育児休業の取得を推奨します。
- 2 3歳に満たない子を養育する職員について、所定労働時間を超えないよう、また、小学校就学前の子を養育する職員については、時間外労働の制限をして、子とふれあう時間を増やすよう取り組みます
- 3 小学校就学前の子を養育する職員へ育児短時間勤務を認めています。また、子の負傷や疾病のため職員の申し出により、子の看護休暇を年間5日間付与し、半日単位又は時間単位の取得を可能とします。

【登録期間：令和元年6月28日～令和3年6月27日】

令和元年7月26日

長野県知事 阿部 守一

